

政策6に係る最終アウトカムから主要な指標に関する事業までの全体像

※H29年度評価書案(H29.6.30時点)、H28年度事前分析表(H28.12.27最終更新)、H29年度レビューシート中間公表版(H29.6.29時点)から引用

政策6	分権型社会を担う地方税制度の構築	
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。	
最終アウトカム	地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図る。	
中間アウトカム	税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築及び地方税の応益課税を強化する。	
施策目標	地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	
施策手段／測定指標	施策手段	測定指標
	①国と地方の税源配分の在り方の見直し	国・地方間の税源配分比率 歳入総額に占める地方税の割合
政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)	②税源の偏在性が小さい地方税体系の構築	地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較
	<p>→指標1「国・地方間の税源配分比率」については、平成28年度の実績値では地方が39.0%と平成25年度の基準値(41.8%)に比べ2.9%低下しているが、これは国税の所得税と地方税の住民税の収入額の伸び率が国税の方が大きいことが一つあり、株式譲渡所得割のうち、国税が15%、地方税が5%と国：地方＝3：1となっていることにより、国税の伸び率が大きくなっている。もう一つの要因としては平成26年度の消費増税であり、5%から8%に税率を3%上げたうち、国税分が2.3%、地方消費税分が0.7%となっており、また消費税は地方税分も含め事業所が国に納め、その後地方に配分されるという課税実務上の問題があり、国税の平成27年度決算については、増税分の地方消費税が増加(+1.9%)したことにより、地方の割合が増加している。引き続き、地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方の見直しに取り組んでいくこととする。</p> <p>→指標2「歳入総額に占める地方税の割合」については、これまでに、法人事業税への外形標準課税の導入(H16～)や、個人住民税の3兆円の税源移譲(H19～)等の取組を行ってきた。平成26年4月から消費税率(国・地方)が5%から8%に引上げられたが、このうち地方消費税率(消費税率換算)を1%から1.7%へ引上げることににより、その充実を図った。その結果、平成28年度の実績値(平成27年度決算数値)において基準値(平成24年度決算数値)に比較して約3.9%の増加となった。</p> <p>→指標3「地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較」については、平成26年度税制改正においては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引下げ、地方法人税を創設し、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資としている。平成27年度税制改正においては、法人事業税の応益性の強化及び税収の安定化を図る観点から、外形標準課税の拡大を行い、平成28年度税制改正においても更なる拡大を行った。以上により、今後においても、税源の偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築に寄与することが期待される。</p>	
主要な測定指標に関連する達成手段	<p>地方税制度の整備に必要な経費(事業番号0024)</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税制調査会で決定した税制改正大綱に基づき、地方税法改正案を作成 ・毎年度の税制改正等に向けて、税制調査会における審議等への対応 ・地方税に関する調査、資料の作成 ・地方税負担軽減措置等の整理 ・地方法人課税及び自動車関係税制のあり方についての検討 ・消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方団体の役割拡大に向けた検討 <p>等</p> <p>【本事業の成果と上位施策・測定指標との関係】</p> <p>地方税の充実、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系の構築、住民自治の確立に向けた地方税制度改革に資する地方税法の一部を改正する法律案を成立させることができた。</p> <p>【点検結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行額の主な経費は、法律案及び各種資料等の印刷製本費であり、各請負業者に対し、定期的に進捗確認を行い、適切に検査・監督を行っている。旅費については、パック商品も活用し効率的な執行に努めている。 ・また、金額の高い調査請負契約案件については、事業完了時に請負業者から実績報告書等を提出させ、検査・確認を行っている。 <p>【改善の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、税源の偏在性が小さく、税収の安定的な地方税体系の構築に努め、競争性・透明性を確保した、効果的・効率的な予算執行を行う。 	
	施策目標	住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること
施策手段／測定指標	施策手段	測定指標
	③地域の実情に応じた政策を展開するための地方税制度改革	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組 地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数
政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)	<p>→指標4「地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組」については、平成24年度税制改正導入された地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)については、平成29年度改正においては累計で36項目となっており(平成27年度税制改正で8項目の追加、平成28年度税制改正で5項目の追加、平成29年度税制改正で13項目の追加)、拡充が進んでいるものと言える。</p> <p>→指標5「地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数」については、平成28年度税制改正においては、既存の74項目について見直しを行った結果、10項目の廃止・縮減することとした。以上により、住民自治の確率に向けた地方税制度改革において、一定の取組は進んでいるものと判断される。</p>	
主要な測定指標に関連する達成手段	地方税制度の整備に必要な経費(事業番号0024)【再掲】	

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-⑥)

政策(※1)名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築			担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 稲岡 仲裁		
	政策の概要						分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。また、公共サービスの対価を広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化する。					政策評価実施 予定時期	平成29年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
				年度ごとの実績(値)(※2)					
				基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	
地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	①	国・地方間の税源配分比率 <アウトカム指標>	国:地方 = 58.2:41.8 (平成24年度決算)	25年度	28年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。 国:地方 = 59.6:40.4 (平成25年度決算)	27年度	28年度	国と地方の税源配分については、国と地方の役割分担に応じた税源配分とすることが望ましい。 地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方を見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成23年度決算)国:地方=57.4:42.6 (平成22年度決算)国:地方=56.5:43.5
	②	歳入総額に占める地方税の割合 <アウトカム指標>	地方税の割合 34.5% (平成24年度決算)	25年度	28年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。 地方税の割合 35.0% (平成25年度決算)	27年度	28年度	地方団体が提供する行政サービスの財源はできるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいことから、地方税を充実させ、税収が安定的な地方税体系を構築することによって、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成23年度決算)34.1% (平成22年度決算)35.2%
	③	地方税の都道府県別人口一人当たり収額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標>	最大値/最小値 2.5倍 (平成24年度決算)	25年度	28年度	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。 最大値/最小値 2.6倍 (平成25年度決算)	27年度	28年度	地域間の財政力格差が拡大しないよう、税源の偏在性を小さくする必要があり。都道府県別人口一人当たり収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成23年度決算)最大値/最小値 2.5倍 (平成22年度決算)最大値/最小値 2.6倍
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	④	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組 <アウトプット指標>	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 9項目 (平成26年度税制改正による導入数 5項目)	25年度	28年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。 地域決定型地方税制特例措置既存導入数 17項目 (平成27年度税制改正における導入数 8項目)	27年度	28年度	地方団体の自主性・自立性を一層高め、地域の実情に対応した政策を展開していくことが理想である。地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると思われるため、指標として設定。「(地域決定型地方税制特例措置)とは、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み」 なお、平成26年度の実績及び【参考】の平成25年度税制改正における導入数については、記載誤りのため訂正している。 【参考】 (平成25年度税制改正における導入数)2項目 (平成24年度税制改正における導入数)2項目
	⑤	地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数 <アウトプット指標>	54項目を見直し(うち5項目を廃止・縮減) (平成26年度税制改正)	25年度	28年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。 引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。 66項目を見直し(うち14項目を廃止・縮減) (平成27年度税制改正)	27年度	28年度	税負担軽減措置等は、地方団体が提供する行政サービスの財源としての地方税を減収させる要因の一つであることから、適用僅少の特例等であるか、適宜その実態の透明化を図ることが望ましい。税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると思われるため、指標として設定。 【参考】 (平成25年度税制改正)62項目を見直し(うち16項目を廃止・縮減) (平成24年度税制改正)46項目を見直し(うち15項目を廃止・縮減)

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号						
		26年度	27年度	28年度									
(1)	地方税制度の整備に必要な経費 (昭和25年度)	35百万円 (26百万円)	30百万円 (26百万円)	35百万円	1～5	<ul style="list-style-type: none"> ・税制調査会で決定した税制改正大綱に基づき、地方税法改正案を作成 ・毎年度の税制改正等に向けて、税制調査会における審議等への対応 ・地方税に関する調査、資料の作成 ・地方税負担軽減措置等の整理 ・地方法人課税及び自動車関係税制のあり方についての検討 ・消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方団体の役割拡大に向けた検討 等 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替指標／租税総額に占める地方税の割合 ・代替指標／(参考)都道府県別人口一人当たり地方税収額の最大値と最小値の比較 <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法の一部を改正する法律案の成立:1件(平成28年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>税制改正大綱に基づき、地方税法改正案の作成等を実施することにより、財源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系が構築されることに加えて、住民自治の確立に向けた地方税制度の改革が推進されることとなるため、地方団体が提供する行政サービスの財源は、できるだけ地方税により安定的に賄うという分権型社会を担う地方税制度の実現に寄与する。</p>	0023						
(2)	ふるさと納税の手続簡素化及びPR (平成26年度)	1百万円 (1百万円)	239百万円 (135百万円)	—	—	<p>最重点課題となっている地方創生を推進するため、ふるさと納税を拡充(ふるさと納税枠の拡充等)する制度改正にあわせたPRを広く実施するとともに、手続簡素化のための取組を行い、ふるさと納税の一層の活用を促進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税者数:60万人(平成28年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの配布部数 ・リーフレットの配布部数 ・ふるさと納税活用事例集 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>ふるさと納税の手続簡素化及びPRを実施することは、ふるさと納税の活用がより一層促進されることで、各地で地方創生の実現に向けた取組を支援する動きが広がり、地方団体が自らの発想で特色を持った地域づくりを行うことに寄与する。</p>	0024						
(3)	地方税法 (昭和25年)	—	—	—	1～5	地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。							
政策の予算額・執行額		36百万円 (27百万円)	269百万円 (161百万円)	35百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度税制改正の大綱</td> <td>平成27年12月24日</td> <td>現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	平成28年度税制改正の大綱	平成27年12月24日	現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
平成28年度税制改正の大綱	平成27年12月24日	現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。											

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

平成29年度行政事業レビューシート (総務省)									
事業名	地方税制度の整備に必要な経費			担当部局庁	自治税務局			作成責任者	
事業開始年度	昭和25年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	企画課総務室			室長 廣瀬 広志	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	総務省設置法(第4条) 総務省組織令(第9条)			関係する計画、通知等	税制調査会令(平成25年2月1日政令第25号)				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	社会経済情勢等を踏まえ、分権型社会を担う地方税制度の確立を目指す。 具体的には ・地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国・地方間の税財源の配分のあり方の見直し ・税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税法体系の構築 ・住民自治の確立に向けた地方税制度の改革 等								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	・税制調査会で決定した税制改正大綱に基づき、地方税法改正案を作成 ・毎年度の税制改正等に向けて、税制調査会における審議等への対応 ・地方税に関する調査、資料の作成 ・地方税負担軽減措置等の整理 ・地方法人課税及び自動車関係税制のあり方についての検討 ・消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方団体の役割拡大に向けた検討 等								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	35	30	35	39	0		
	執行額	26	26	28					
	執行率(%)	74%	87%	80%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	74%	87%	80%					
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
	業務経費	32							
	旅費	6							
	褒賞品費	1							
	人件費	0							
	計	39	0						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-								

定量的な成果目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と26～28年度の達成状況・実績						
	地方分権改革を推進するため、地方税の充実と望ましい地方税体系の構築を目標としているため。				地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するという考え方に沿って、「外形標準課税」の拡大(H27.4.1～)等を実現。また、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税10%段階における法人住民税法人税割の更なる交付税原資化等を実現。					
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	地方税の充実	<参考指標> 租税総額に占める地方税の割合 (実績は前年度決算数値を使用)	実績	%	40.4	38.4	39	-	-	
			目標値	%	50	50	50	50	50	
			達成度	%	80.8	76.8	78	-	-	
代替目標	代替指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
偏在性の少ない地方税体系の構築	<参考指標> 都道府県別人口一人当たり地方税収額の最大値と最小値の比較(実績は前年度決算数値を使用)	実績	倍	2.6	2.6	2.5	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-			
		達成度	%	-	-	-	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	地方税法の一部を改正する法律案の成立	活動実績	件数	1	1	1	-	-		
		当初見込み	件数	1	1	1	1	1		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	算出困難なため、未記載	単位当たりコスト	-	-	-	-	-	-	-	
		計算式	/	-	-	-	-	-	-	
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	II. 地方行財政								
	施策	4. 分権型社会を担う地方税制度の構築								
	測定指標	定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		歳入総額に占める地方税の割合<アウトカム指標>	実績値	%	35	36	38.4	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
		定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
	地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の見直し対象項目数<アウトプット指標>	実績値	項目	66	65	74	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-	-		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	地方税の充実、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系の構築、住民自治の確立に向けた地方税制度改革に資する地方税法の一部を改正する法律案を成立させることができた。									
改革項目	分野:	-	-							
(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	-	成果実績	-	-	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-	-		
(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	-	成果実績	-	-	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
-										

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	・地方税は、住民自治を支える根幹であり、分権型社会を担う地方税制度の構築は広く国民のニーズがある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	・国と地方との間の適正な税源配分、また各地方団体の住民の租税負担の均衡及び地方団体間における地方税の課税権の調整を図る必要があるため、国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	-	-	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	・所要経費が法令の基準額以下となる少額調達以外は一般競争入札を実施。また、少額調達についても複数者に見積りを依頼して金額を精査することし、競争性を確保している。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	・法案成立に必要な印刷物の作成経費や地方公共団体等の意見収集のための職員旅費等を計上している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	・不用については、一般競争入札の実施により少額(低価格)の契約となったこと等、経費の縮減に努めたことによるものである。	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	・執行額の主な経費は、法律案及び各種資料等の印刷製本費であり、印刷物の必要部数の見直し等を毎年度実施している。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	・平成29年度税制改正については、与党で決定された税制改正大綱に基づき、地方税法改正案を作成し国会に提出。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	・平成29年度税制改正については、平成29年3月27日に「地方税法の一部を改正する法律案」が成立している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	・地方団体は、地方税法が定める範囲内で地方税の課税徴収を行っている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	・わが国の税制の制度設計については、総務省が地方税、財務省が国税をそれぞれ担っている。	
	所管府省名	事業番号		事業名
点検・改善結果	点検結果	・執行額の主な経費は、法律案及び各種資料等の印刷製本費であり、各請負業者に対し、定期的に進捗確認を行い、適切に検査・監督を行っている。旅費については、パック商品も活用し効率的な執行に努めている。 ・また、金額の高い調査請負契約案件については、事業完了時に請負業者から実績報告書等を提出させ、検査・確認を行っている。		
	改善の方向性	・今後とも、税源の偏在性が小さく、税収の安定的な地方税体系の構築に努め、競争性・透明性を確保した、効果的・効率的な予算執行を行う。		

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0015	平成23年度	0019	平成24年度	0020		
平成25年度	0021	平成26年度	0022	平成27年度	0025		
平成28年度	0023						

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

総務省 自治税務局

28百万円

地方税制度の企画、立案及び税制の調査、
検討並びに各成果物の作成、配布等に要
する経費

【一般競争入札及び随意契約】

A 民間企業等(18社)
23百万円

<印刷製本等>
地方税法改正等に係る印刷物の
作成経費等

<雑役務費・借料及び損料等>
・木造家屋及び非木造家屋に係る
再建 築費評点基準表における
評点項目等の改正に係る基礎
資料の作成に関する資料の
請負経費
・総務大臣表彰等に係る会場準備
請負経費

【旅費等】

B 職員・有識者(82名)
5百万円

<旅費・その他>

職員旅費、委員等旅費、諸謝金

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万円)

費目・用途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と用途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.			B.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
業務経費 (雑役務費)	一般財団法人日本不動産研究所	5.4	職員旅費	支出額が100万円未満のもの		
計		5.4	計		0	
費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					チェック	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人日本 不動産研究所	2010405009567	木造家屋及び非木造家屋 に係る再建築費評点基準 表における評点項目等の 改正に係る基礎資料の作 成に関する資料の請負	5.4	一般競争契約 (最低価格)	2	98%	
2	独立行政法人国立 印刷局	6010405003434	印刷製本費(「地方税法及 び航空機燃料譲与税法の 一部を改正する法律案」ほ か3件)	4.7	随意契約 (少額)			
3	株式会社三州社	5010401011375	印刷製本費(「平成28年度 固定資産の価格等の概要 調書」ほか12件)	4.1	随意契約 (少額)			
4	株式会社丸井工文 社	6010901011444	印刷製本費(「地方税法等 の一部を改正する法律案」 ほか5件)	2.3	随意契約 (少額)			
5	ファイナンスプリント 株式会社	4021001041770	印刷製本費(「社会保障の 安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行う ための地方税法及び地方 交付税法の一部を改正す る法律等の一部を改正す る法律案」の印刷製本につ いて ほか14件)	1.6	随意契約 (少額)			
6	一般財団法人日本 不動産研究所	2010405009567	市街化区域農地の評価に 用いる標準的造成費に関 する調査研究	1	随意契約 (少額)			
7	一般社団法人 日本 建築学会	3010405010383	固定資産評価基準におけ る再建築費評点基準表の 評点項目等の見直しに係 る報告書作成の請負	1	随意契約 (少額)			
8	東京共済会館	-	表彰会場借上経費	0.9	随意契約 (少額)			
9	水戸事務用品株式 会社	4010001030396	褒賞品	0.7	随意契約 (少額)			
10	株式会社東洋経済 新報社	1010001051874	書籍	0.5	随意契約 (少額)			

